

林業と薬剤

NO. 25 6. 1968



社団法人

林業薬剤協会

スギ赤枯病とその薬剤防除について

陳野好之*

目次

スギ赤枯病とその薬剤防除について	陳野好之	1
育林用除草剤に関する研究(IV)		
一スルファミン酸塩と2.4.5-T混合剤の 造林地における散布効果	大林弘之介	5
「松くい虫」のこぼれ話(3)	日塔正俊	10
農薬の安全使用について	木下常夫	14
海外ニュース—XIX—		18
質問箱		19
松くい虫に関する文献(V)		19

・表紙写真・

プラスシキラー粒剤の空中散布試験散布巾調査(粘着板と補集器使用)風景
—福井営林署管内—

はじめに

スギ苗の赤枯病は、被害の激しさやまん延の速さなどから、林業苗畑における最も悪質な病害の一つとして知られている。ちなみに1965年度森林病虫害等被害報告(林野庁)をみると、苗畑における病虫害の被害総面積が約709ha、被害総本数が約9,139万本で、このうちスギ赤枯病の被害は面積で305ha(総被害の約43%)、本数で3,197万本(総被害の約34%)にも達しており、この病気が依然として苗畑病虫害の王座をしめていることが推定できる。

さきに伊藤博士らは、それまで不明であったこの病気の病原菌を明らかにし、さらに病原菌の生活史などの諸性質を確かめた。同時に野原および私どもは、同博士らの基礎的研究にもとづいた圃場における防除試験を担当した。これらの研究によってこの病気の防除方法が確立されて今日にいたっている(伊藤・渋川・小林 1952 その他・野原・陳野 1952 その他)。

しかし、最近の労働力不足は苗畑でもかなり深刻な問題で、この病気に対して優れた効果が認められてきたボルドー液の使用に際しても、薬液調製が煩雑で手間がかかるため、これに代る有効な新薬の出現、さらに薬剤散布回数の節減を望む声が強い。したがって、このような要望にこたえた防除薬剤の開発研究が目下の重要課題の一つとなっている。

このような観点から、私どもも新薬の効果について若干の検討を加えてきたが(陳野・川崎 1966)、1967年度からは林業試験場の千葉博士の指導によって林業薬剤協会の委託試験が開始された。こんごの発展がおおいに期待されている。

本稿ではこの病気についての薬剤防除上関連の深い病原菌の性質や防除薬剤についての経過と現状などを述べることにするが、いささかなりとも、ご参考になれば幸いである。

病徵と病原菌

スギ苗の赤枯病は地面に近い針葉から被害が始まるのが特徴とされる。すなわち、まず地面付近の針葉に褐色～暗褐色の病斑が認められ、これが次第に苗木の上方の針葉や茎にすすんで、やがては苗木全体におよんで枯死させる。このような病斑は針葉や茎だけではなく緑色主軸にもつくられるが、この場合病斑が幹を完全にとりまとると、それから上部は赤褐変して枯死する。これは胴枯型病斑と呼ばれるもので、このような病斑のついた苗木が不用意に山出しされた場合に溝腐病の原因となることは、すでにご存知の方も多いかと思われる。

赤枯病は早ければ5月頃から認められるが、この頃ではごく一部の針葉に病斑がつくられている程度で、十分注意してみないとわからない。これが梅雨期から夏にかけて次第にすすんで、9月上・中旬頃になると急激にめだってくるのが普通である。

ところで、赤枯病に侵された針葉や茎をくわしく観察すると、暗褐色で毛ぼだった微細な菌体が多数認められる。これがサコスボラ菌と呼ばれるこの病気をおこす病原菌の分生子梗と分生胞子である。この分生胞子は成熟すると分生子梗から脱落飛散して伝染の役割を果すこととなる(写真-2)。

つぎにこの病原菌の生活史について簡単に述べてみる。前述したような分生胞子が患部に認められるのは、5月頃から10月下旬頃まで、晚秋になるとほとんどが脱落してしまう。脱落した分生胞子はそのままの形でも、あるいは発芽して菌糸の状態でも土壤中では越冬できないといわれる。この菌の越冬は病気に犯された針葉や幼茎の組織内で未熟な子座(菌糸の塊り)の状態で行なわれる(写真-1)。そして翌春これから新しい分生子梗、ついで分生胞子を生じ、これが飛散して最初の感染の役割をはたす(第一次感染源)こととなる(写真-2)。ところで、分生胞子が最初につくられ成熟する時期は東京付近では4月下旬～5月中旬頃である。もっともこの

* 林試四国支場 保護研究室長

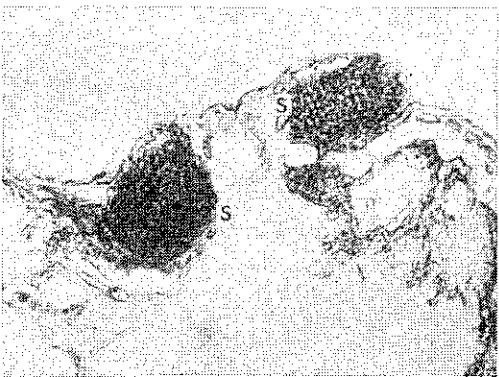


写真-1 スギ赤枯病菌の子座 (S)
(顕微鏡写真 ×600)

時期は地方によって多少異なる。たとえば、東北地方のような寒冷地ではこれより約1か月ほど遅れ、逆に高知県のような暖かい地方では東京付近より約1か月ほど早いようである。成熟した分生胞子は分生子梗より脱落飛散してスギ苗に到達、好適な条件が与えられれば短時間で発芽してスギの気孔から組織内に侵入し、約3~4週間の潜伏期を経て発病する。発病後間もなく患部に新たな分生胞子を形成し、これが飛散してふたたび感染の役をはたす。このような生活が春から秋までくりかえされるため、次第に胞子の密度が高まり、被害もまた激しくなってゆくこととなる（伊藤・渋川・寺下 1954 その他）。一方、この菌の分生胞子の発芽と温湿度との関係をみると、適温は15~30°Cの範囲に、最適湿度は92~100%の範囲にあって87%以下では発芽ができない（伊藤・渋川・寺下 1954）。このことは5~10月までの期間ではいつでも発芽可能な温度が与えられていると解してよい。したがって分生胞子の発芽には湿度、とくに高湿度条件が密接な関係をもつことが容易に推定できよう。また、この菌の分生胞子は写真-2でもわかるように風で容易に飛散しそうな形をしているが、実際には風だけではかなりの強風（10 m/sec.）でもほとんど飛散しない。ところが風に水滴が加わると弱風（2 m/sec.）でもごく短時間に飛散することが知られている（陳野 1962）。このことから苗畑では降雨によって分生胞子が脱落し、雨しぶきなどと共に付近の針葉や茎に到達するのが多いと考えられている。以上述べた分生胞子の発芽、飛散条件から、降雨の多い梅雨期や9月の台風シー

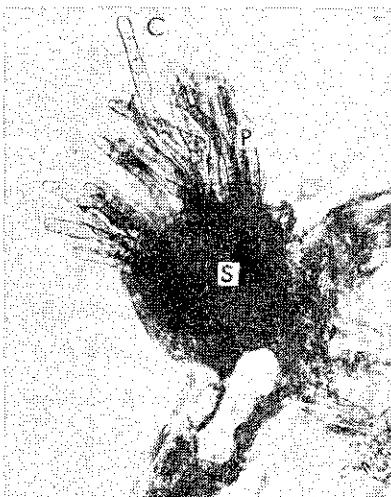


写真-2 スギ赤枯病菌の分生胞子(C), 糸に対する発育
分生子梗(P)および子座(S). 阻止効果を検討
(顕微鏡写真 ×800)
し, つぎに硝子室での接種試験を経て圃場に移されるのが普通である。しかし, この菌は人工培地上で胞子を形成させるのがきわめて困難であったために, 室内, 硝子室でのこの種の試験はほとんど行なわれずに直接圃場試験に頼らなければならなかった。しかし, つい最近になって人工培地上に多量の分生胞子をつくることに成功したので, 近い将来室内におけるスクリーニングテストが容易になると思われる(川崎・西村・陳野 1965 その他)。

さて圃場試験で有効薬剤を選びだそうとするには、まず病気が激しく発生する場所を作ることが大切である。とくにこの病気のように悪質な病気では、激発条件下で選びだされた薬剤でなければ広く一般に応用することはできない。また実際に軽微な発病条件下で試験を行なった場合には、多くの薬剤が効果を発揮して優劣をつけにくいが、激発条件下ではその差が顕著にあらわれてくるようである。したがって激発型の試験地が手近にあればよいが、そうでなければ、あらかじめ薬剤防除を全く行なわずに苗木を1~2年間養成して発病をうながし、翌年度から実験にとりかかるようにしたい。そして試験を行なう場合でも試験区の周辺に罹病苗を植えこんで感染源となることが望ましい。一例として私どもは毎年この病気が激しく発生する苗畑で、おのおのの試験区（テレン方格法または乱塊法を採用した）間の歩道（幅1~2

ズンがこの菌の繁殖、感染などに最も好適なシーズンということがなる。

薬剤防除試験

と効果判定法
有効薬剤を選
びだす一般的方
法としては、ま
ず室内実験で病
原菌の胞子や菌

糸に対する発育 阻止効果を検討

m)に罹病苗(被害程度は後述する中害程度がよい)を一定の間隔で植えこんでおいたところ、毎年かなりの発病を記録している(図-1)。

つぎに薬剤の効果判定法について簡単にふれてみる。薬剤の効果判定法は試験目的、方法などによってそれそれ異なるのは当然であるが、ここでは野原および私どもが従来から採用してきた「被害程度標示法」(野原・陳序 1952)が林業薬剤協会の委託試験でも採用されているので参考のために述べることとする。この判定法はまず病気の程度を肉眼観察によって、次にしめす基準にしがって区分した。すなわち、

微害：病斑がごく一部の針葉や茎に認められるもの。

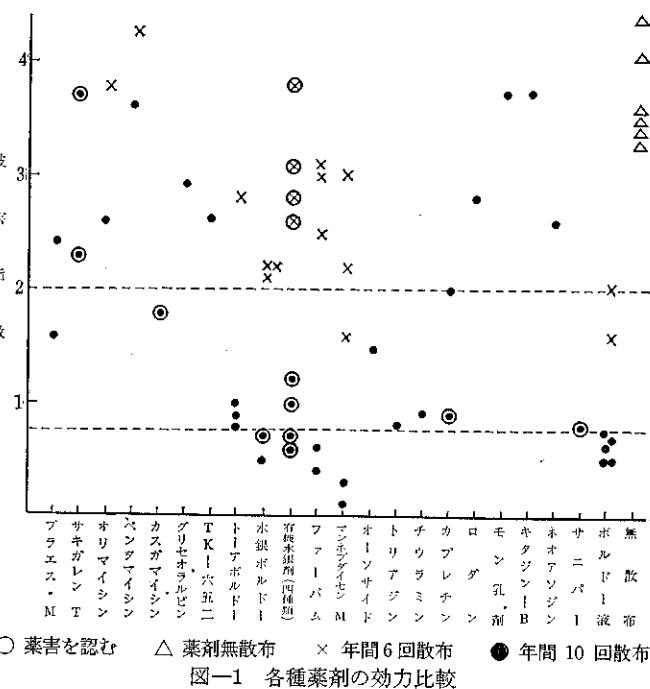
輕害：病斑が苗木全体の約5～30%程度に認められるもの。

中 害：病斑が苗木全体の約50%前後をしめるもの。

重害：病斑が苗木全体の約70~90%をしめるもの。

最重害：この病気によって完全に枯死したもの。

して、病気に全く犯されていないものについては健
権病苗については上記いずれかの基準にあてはめて
算し、それぞれの基準に相当する本数に被害指数（健
き 0 微害を 1 軽害を 2 以下 3 4 5 としむ）を



乗じ、その合計値を調査時の供試総本数で除して得られた数値を被害指数として標示した。したがって全く発病しない指数 0 から完全枯死の指数 5 の範囲で薬剤の優劣が判定されることになる。なお被害程度の区分、判定の精度などから推して、小数以下 2 位で四捨五入して得られた数値で判定するのが一応妥当な線であろうと考えている。調査の時期は 10 月下旬頃がよい。

ところで前述した激発型発病条件とは薬剤無散布区の指指数が 3.5 以上、わるくとも 3.0 以上を示すような環境を望んでいるわけである。このような条件下で行なった場合のボルドー液(4-4 式、10 回散布)の例(図-1)をみると、指指数が 0.3~0.7 の範囲に入ってくる。このことから新薬の有効性をボルドー液と同等あるいはそれ以上に求めるとすれば、指指数 1 以上を示す薬剤はまず除外され、残された薬剤についてさらに精度の高い試験方法によって判定していくことになろう。この場合多くの苗木が健全か微害に包含されてくるので、前述の被害程度標示法のうち、微害をさらに区分した形での標示法を考えることも一つの試みとして残されよう。

防除薬剤の経過と現状

はじめにも述べたように、この病気の病原菌の諸性質が明らかにされ、これにもとづいた薬剤防除試験が行な

われたのは戦後のことと、當時市販されて
いた銅製剤、銅水銀剤、有機いおう剤など
にはボルドー液を加えた水和剤9種と粉剤
11種がとりあげられた。この結果水和剤
ではボルドー液がとくに優れた効果を示す
ことが明らかにされた。そして、當時一
般に使われていた濃厚ボルドー液に対しても、
4-4式あるいは3-3式程度の稀薄液
で十分に目的が達成されることを室内、圃
場実験の結果から実証した。薬剤の散布時
期と回数については、病原菌の生理生態的
性質が明らかにされたことによって、薬剤
散布開始期や重要な時期が想定され、圃場
試験結果でもこれらの諸点が立証された。
すなわち、薬剤散布は第一次感染の行なわ
れる直前から始めて10月上旬までの間に

少なくとも 10 回は必要で、とくにこの菌の胞子の発芽、飛散に好適な梅雨、台風シーズンなどには約 15 日間隔で、その他の時期では 20~30 日の間隔で散布することが必要とされた。なお粉剤については 2, 3 の有効薬剤が認められているが、ボルドー液に比べると若干劣るようであった（野原・陳野 1952 その他）。

以上述べた一連の防除試験結果が事業により入れられ今日におよんでいるが、その後も多数の農業用殺菌剤が登場してきた。これらの薬剤の有効性を検討したものとしては、微害型および中害型の発病条件下で銅剤(KB-90, 300 倍液)がボルドー液に匹敵するとの報告（五十嵐 1963 その他）、中害型の発病条件下でダイセンステンレスに微量の硫酸銅を加えて散布した場合に効果が著しく上昇するとの報告（森本 1965 その他）などがある。

私どもは 1962 年から農業用抗生物質剤をはじめとして約 20 種類の薬剤をとりあげて検討をつづけてきたので、その概要を述べることとする。

供試薬剤の種類別による被害指数を図-1 にまとめてしめた。これらの結果は 1962 年から 1965 年までの 4 か年間の結果で、薬剤散布回数は 10 回（散布期間は 4 月下旬～10 月上旬とし、7～9 月は約 15 日、その他の月は約 20 日間隔で散布した）と 6 回（5 月上旬～10 月上旬に約 1 か月の間隔で散布した）に節減したものがあり、6 回の場合は展着剤を增量してみた。なお供試薬剤の濃度は紙面の都合で省略したが一部の抗生物質剤を除いては一般の使用濃度よりもかなり濃厚にして使った。まず薬剤無散布区の指數をみると 3.3~4.2 で、激発型発病条件下で行なわれたことがわかる。つぎにボルドー液 10 回散布区では指數 0.3~0.7 と頗る効果が認められる。しかし本剤でも散布回数を節減して 6 回にすると指數 1.6, 2.0 と 10 回散布に比べて効果の減退が目だってくる。

抗カビ性抗生物質剤のうち、プラストサイジン S (プラエス) については、さきに室内実験で病原菌の分生胞子および菌糸に対する有効濃度を確かめたところ、かなり低濃度で生育阻止効果が認められたので（陳野・伊藤 1962），1962 年から圃場においてプラエス単剤および他

の保護殺菌剤との混合散布試験を行なってみた。これらのうちプラエス単剤とプラエス M の結果は図-1 のとおりで、その効果はあまり期待できない。また針葉の一部に薬害を観察した場合もあるので、本剤は 10 ppm (散布量 300 cc/m²) 以上の濃度では使用できないようである。その他の抗生物質剤、サキガレン T (シクロヘキシイミド 3 ppm, TPTA 120 ppm), オリマイシン (200 ppm), ペンタマイシン (1000 ppm), カスガマイシン (50 ppm), グリセオフルビン (100 ppm) および TK-652 (10 ppm) などいずれも期待される効果が認められなかった。

銅、銅水銀剤おのの 1 種類、有機水銀剤 4 種類の結果では、指數 1.0 以下をしめたものに水銀ボルドー (100 倍液), フミロン錠 (50 倍液), メラン錠 (700 倍液) およびトーアボルドー (300, 400 倍液) のおのの 10 回散布がある。しかし有機水銀剤では薬害が、水銀ボルドーでも薬害らしい微候が認められたので、この濃度では使用できない。トーアボルドーはボルドー液に比べて若干効果が劣る。つぎに有機いおう剤系統のうち、マンネブダイセン M とファーバムではボルドー液と同等あるいはそれ以上の効果が認められた。とくにマンネブダイセン M の 350 倍液 10 回散布では指數 0.1, 0.3 でボルドー液 10 回散布の指數 0.5, 0.3 に優る結果がえられた。しかし 6 回散布ではボルドー液と同様に効果の減退が目だつ。その他の薬剤のうちではトリアジン (300 倍) とチウラミン (270 倍) のそれぞれ 10 回散布が指數 0.9 と 0.8 をしめし、ボルドー液の指數 0.7 に近い効果が認められているが、両薬剤については試験回数も少ないので、さらに詳しい試験を行なうことが必要であろう。

以上が 1965 年までに行なわれた薬剤試験のあらましである。1966 年以後は林業試験場本場の川崎技官によって新薬の検討がなされているし、1967 年からは林業薬剤協会の委託試験も開始されたので、苗畑事業関係者の要望にそった有効薬剤の開発がすすめられるものと期待している。

おわりに

以上ごく簡単ながらスギ赤枯病の病原菌の性質をおり

こんで防除薬剤の現状などのあらましを述べた。はじめにも述べたように、この病気の目下の重要課題の一つとして、苗畑労働力の不足をいくらかでも軽減できるような薬剤防除法の検討が必要とされている。このためには防除組織あるいは防除機械の整備も考えなければならないが、なんといっても調合簡便な有効薬剤の出現、さらには散布回数の節減による省力防除法の確立が当面の課題であると思われる。これらのうち使用簡便な有効薬剤の開発については、散布濃度その他若干の問題は残る。

されているが、有機いおう剤のほか 2, 3 の有望と思われる薬剤がありそうだし、こんごの新たな開発試験によつては、より以上の有効薬剤の出現も可能なように思われる。しかし散布回数の節減が期待される薬剤は目下のところでは全く見あたらない。散布回数を減らすためには長期にわたって残効性を有し、しかも植物体に吸収移行して治療的効果を有する薬剤、たとえば抗カビ性抗生物質剤などの新たな開発研究が切望されるところである。

育林用除草剤に関する研究 (IV)

—スルファミン酸塩と 2,4,5-T 混合剤の 造林地における散布効果—

大林弘之介*

〔要旨〕

本試験に供試されている混合剤はスルファミン酸と硫安の複塩を主体として、2,4,5-T を数% 混合したもので、従来のスルファミン酸アンモニンと異なる作用をもつた新しい除草剤の基礎研究結果である。

1. スギ、アカマツの造林地における散布量別、時期別に効果を検討した。
 - ① 0.5~3.0 kg/アールの散布量でイネ科をのぞく、すべての雑草木に十分の効果を示した。
 - ② 5 月中旬～9 月下旬まではほぼ等しい効果があった。
2. 主要造林樹種に対する薬害
 - ① 苗畑において、スギ、ヒノキ、アカマツについて検討したが、0.5 kg/アールでいずれの樹種にも薬害がみとめられた。
 - ② 造林地ではスギ、ヒノキに対して 3 kg/アール (実用散布量の約倍量) を散布したが、無害のものは 80% 以上あった。

散布技術などの改善により、下刈用薬剤として、効果的な薬剤といえる。

(文責 増田昭美)

まえがき

本剤がクズに対して茎葉散布により大いに有効であることはすでに報じた¹²。その後昭和 42 年にかけ一般雑草木についてさらにくわしく検討したところ、散布方法さえ適正であれば下刈り用として使えることをみとめた。

今後に残された課題もあるが、昭和 42 年の夏季のような少雨・高温という異常天候下での結果を報告することも、それなりに意義があると考え、とりいそぎその概要をまとめてみた。

本試験は林野庁の助成にかかる一般課題の一部として行なったものであり、ご指導ご支援いただいた林野庁研究普及課ならびに兵庫県林試・浜田良純場長、前田千秋造林課長、造林課の皆様にあつくお礼申しあげる。

一般雑草木に対する効果

供試薬剤の性状

$(NH_4)_2 SO_4 \cdot HSO_3 NH_2$ なるスルファミン酸・硫安複塩 80% に 2,4,5-T 2% および 2.5% の混合剤をもちいた。したがって、主剤はスルファミン酸アンモニンとは異なるものである。また 2,4,5-T の混入量に 0.5%

* 兵庫県立林業試験場

差がある2種類（異なるメーカーの製造による）を供試したが、これは、それぞれ形態がやや異なり、2% 含有のものは粉状であり、2.5% は針状結晶の微粒状である（以下仮に両剤の区別を剤型であらわす）。

主剤となる複塩は、アンモニウムより吸湿性弱く、乾燥状態では金属に対する腐蝕性なく、毒性はラット LD₅₀ = 2,800 mg/kg である。

試験の方法

1. 試験地の状況

試験は主としてアカマツ3年生造林地で行ない、本剤を時期別、量別に散布して検討した。またスギ3年生造林地でやや面積をひろげた実用的散布も行なった。

アカマツ造林地は海拔高 260 m 前後、傾斜 25°、方位 NE、土壤型 B_B（残積）、A₀ 層約 2 cm、土性 重埴土、全孔隙率 59.68%，pH (H₂O) 4.90、アカマツの樹高 119 cm/81~168 cm、約 300 本/10 a のあいだに平均 55 cm の天然生アカマツが散在した。

生えていた植物はつぎのとおりで、とくに優占種はなかったが種類豊富であった。

コナラ、クリ、アベマキ、クヌギ、エゴノキ、リョウブ、ウシコロシ、シデザクラ、コバノガマズミ、ハゼノキ、ヌルデ、アカメガシワ、タラノキ、アキグミ、クロモジ、サンショウウ、フユザンショウウ、ヤマガキ、ネムノキ、ホオノキ、ウラジロノキ、ムラサキシキブ、ヤマツジ、コガクツギ、タニウツギ、アセビ、ヒサカキ、ソヨゴ、イヌツゲ、ヒイラギ、コウヤボウキ、クサギ、ノイバラ、クマイチゴ、サルトリイバラ、ナガバモミジバイチゴ、クサイチゴ、フジ、クズ、アケビ、キクバドコロ、タケニグサ、ヨウシュヤマゴボウ、ケネザサ、スゲ、ワラビ、ヒヨドリバナ。

2. 試験期間中の気温および降雨

月別にまとめたのが図-1 である。

過去 10 年間の平均値とくらべれば、気温はやや高目であり、7月後半から 8、9 月にかけての降雨量はきわめて少なく、1/6~7 ていどであった。

3. 薬剤散布

細目は図-2、3 のとおりで、1 区の面積 5×5 m、薬剤はすべて手マキした。

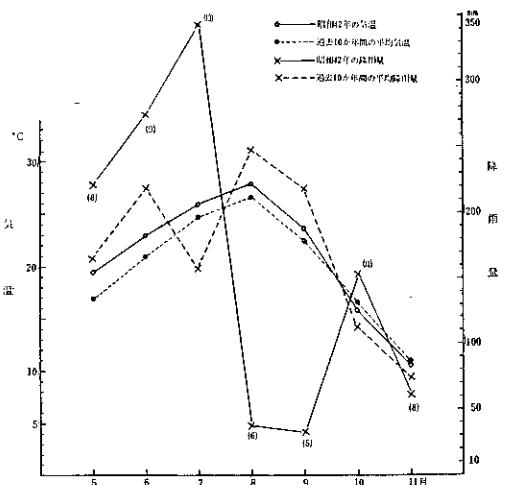


図-1 試験期間中の気温と降雨

注：1) 兵庫県林試管内 9 時観測値、2) () 内は降雨日数、3) 試験地まで直線距離 6.7 km.

結果および考察

時期別に aあたり 1.5 kg（製品量）ずつ散布した粉剤、微粒剤別の結果を、刈取り秤量の数値と反応指数等

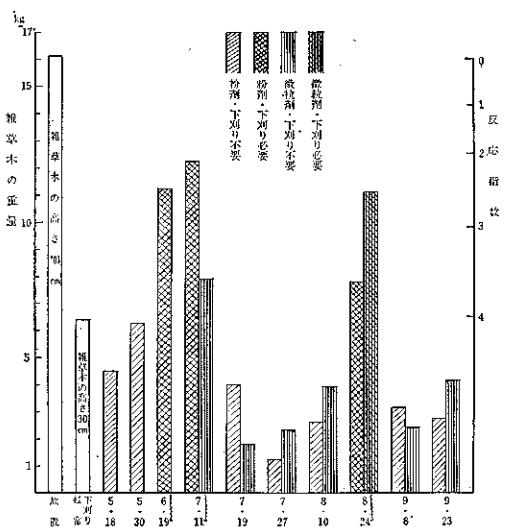


図-2 時期別枯殺抑制効果

- 注：1) 重量は、雑草木の生死をとわず全刈りし、その場で秤量したものである。
2) 反応指数は、区内全雑草木に対する総括・平均的な判定であらわし、その基準は林野庁・林業協同組合の定めた区分による。指標値の大なるほど完全枯死にちかづく。
3) 6.19 は本剤散布後 54 時間目より 4.2 mm の弱い降雨、7.11 は 9 時間後より 53.1 mm/H の集中雨、8.24 は 6 時間目より 13.8 mm の夕立があった。
4) 微粒剤は 7 月 11 日より供試をはじめた。
5) 敷設量はすべて 1.5 kg/a

であらわせば図-2 のとおりである。

本剤は、試験地に自生するイネ科をのぞいた他のすべての雑草木に対し、ほぼ一様に見かけ上の枯死、あるいは種によりそれ以上の根までの完全枯死にいたらしめ、強い枯殺抑制力を示した。

ただし高さのたかい雑草木には薬剤のかかりにくいことがあって、やや効果不充分なものが若干みられた。イネ科植物は総合的にみて中ていどの反応にとどまった。

つぎに 7 月中・下旬に散布した量別の粉剤、微粒剤の結果は図-3 のとおりである。

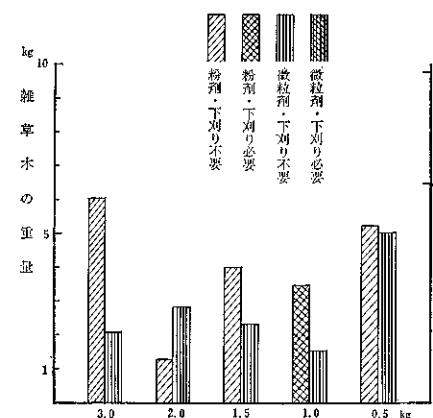


図-3 敷設量別枯殺抑制効果

注：薬剤散布は 7 月 19 日と 27 日に行なった。

これらの結果に若干の考察をくわえてまとめてみる。

散布後 2、3 日以内に降雨があった場合はあきらかに効果に乏しかったが、それ以外の 5 月中旬より 9 月下旬まではほぼ等しく顕著な効果を示し、下刈りの必要は全くみとめられなかった。ただし散布後に降雨のあった 7 月 11 日の粒剤区が下刈り不要であったのは、抜群に本剤に弱いコガクツギがアカマツの附近に比較的多かったからである。

本剤は著しく茎葉作用性の強い、しかも移行しない接觸型である^{1,2)}。薬剤の潮解性、空中湿度、雑草木枝葉の形態、蒸散量の多少等も要因としてあげられるが、散布後の降雨が薬効に大きな影響をおよぼすことが充分考えられる。昨年室内的に行なった実験よりは、5 日目でも降雨にあれば影響があった¹⁾という結果をえているが、本年さらに処理量別、降雨までの経過時間別にトウ

モロコシ・ソバその他の植物をもちいて 5 回ほど実験をくりかえしてみたところ、4、5 日以内の降雨は反応に多少の強弱はあるが、薬効を低下させることがみとめられた。

つぎに散布量であるが、aあたり 3 kg から 0.5 kg までいざれも指数 4 以上で、下刈りの必要は全くみとめられなかった。1 kg の粉剤はアカマツが全般に小さかったところへ、やや大きな下草がその周囲に比較的多く生えていたため、手直していどの下刈りが必要とみられたものである。

0.5 kg でも満足すべき薬効があらわれ、その 6 倍量とくらべてもたいしたがらいがなかったのは、野田ら³⁾による、高温は植物体内の代謝をさかんにし、除草剤に対する感受性をたかめるということに、少雨→水分飢餓という因子が相乗したためではないかと考えられる。

粉剤と微粒剤の比較では、変異があつて優劣はつけがたいような結果が示された。2,4,5-T の含有量 0.5% ぐらゐの差は、剤型その他の因子によりかく乱されるのではないかと思われる。茎葉・接觸型である本剤などでは粒子の大小は薬効にかなりの影響をもつはずであり、それが薬害とウラハラな関係にあることを配慮しながら、形態になお一層の改善がのぞまれる。

スギの造林地で行なった実用的散布は、面積 10 a に 12 kg を 7 月 29 日に手マキした。

その後 9 月中旬に調査したところ、よく薬効あらわれ、ほとんどかん木類は枯死して下刈りの必要はなかつた。ただ、薬剤のかかりにくい高さのたかいタラノキ、タケニグサなどが半枯れ状となり若干残存した。

本試験地は調査後刈払い、整理して、施肥を行ない、牧草の種子をまいた。傾斜は 35° 前後である。

本剤は地床の無障害植生をもほとんど枯死消滅させる強烈さがあるので、今後の課題の一つとして、地力維持に対する対策を考える必要がある。

主要造林樹種に対する薬害

造林地における薬害をしらべるとともに、苗畠にても昨年と同じ方法¹⁾でスギ、ヒノキ、アカマツの山行き 1~4 年生苗木に虐待的な処理を行なったり、水耕、ポット栽培等でいろいろな発現傾向をしらべるなど、昨年よ

りもキメこまかく検討した。

表-1は苗畑と造林地における粉・微粒剤を総合した結果である。

すなわち、造林地とスギ挿木をのぞいたほかは、ほぼ50%以上の被害をうけ、総合的にみて薬害は強くあらわれた。

処理量では、多くなるほど薬害のいどはきつくなり、3.0 kg/a もかかると 100% 激害枯死というものもあった。0.5 kg/a ではかなり被害が少なくなる傾向もみられたが、かかれば一応害徵があらわれた。

樹種別にはとくに顕著な差はなかった。

スギでは実生とくらべて挿木に被害が少なく、1年生 1.5 kg は実生よりも 30% 少なく、虐待的処理にしては軽微にとどまったといえる。

年令別では、薬量によって左右されるが、スギ、ヒノキは変異があってとくに年令による差はみとめられなかつた。アカマツは大体年令がますにつれ、薬害が少なく

なるような傾向がみられた。

造林地では、なるべく薬剤がかからないように散布したので（とくに厳密に造林木をさけたのではない）、スギ 12%，アカマツ 19% といどの被害であった。アカマツ造林地で中～激害の薬害がでたのは、植栽後に成立した天然稚樹で下草におおわれていたものである。昨年の成績では1年生はきわめて強い薬害がでたが、2年生以上になると急に弱くなる傾向があった。しかし本年は年令に関係なく、被害をおよぼす限界量は把握できなかつたが、薬剤が附着すれば一応害徵があらわれた。さらに昨年にはなかつた頂芽害もでた。その大きな要因はやはり、少雨、高温により植物体の生理的な態勢が変動し、そのために除草剤の作用が異なった形であらわれたものと考えられる。

つぎに水耕では、苗木の茎葉に 1, 3% 溶液を噴霧したり、粉・微粒剤を量別に溶解して根吸収→上昇移行を比較検討するなど行なつた。

その結果茎葉処理は、スギは害徵あらわれず、ヒノキ、アカマツは 1% 溶液で軽、3% に中害がでた。一部の枝葉に処理したものは、他への移行がほとんどみられなかつた。水耕液に溶解した場合は、2,000 ppm で軽～中害といどの反応があらわれ、200 ppm 以下は全く健在であった。この作用を塩素酸ソーダ系などとくらべればかなり劣り、本剤の根吸収→地上部への移行は比較的乏しいといえる。

ポット、苗畑における茎葉・土壤処理比較の結果では、茎葉のみに処理したものはやはり薬害があらわれたが、土壤処理は 1.5 kg/a で異常に、それより処理量がざん減的に少なくなると、かえって葉色よく成長旺盛な傾向さえもみられた。ただし 3.0 kg 以上になると害徵がでた。これらの傾向は、ダイコン等をもちいた生理的検定によつても裏付けされた²⁾のであるが、スルファミン酸アンモンの場合の、竹松⁴⁾が指摘している、転化した硫安の濃度障

害や窒素物質への変化の影響、また鎌谷ら⁵⁾のいう土壤中における比較的長期間の残留等も参考になると思われる。ただし本剤はアンモニウム塩ではなく硫安との複塩であり、製品中に含まれる窒素も 14.7% で、アンモニウムよりややひくい。したがつて植物におよぼす影響も、アンモニウムとは異なる形であらわれるものと思われる。

本報では、造林木の樹高成長に対する影響ははぶいたが、成長を土壤分析による窒素の追跡より解析し、あらためて報告する予定である。

なお雑草種子に対する発芽抑制のいどを、シャーレにより 2, 3 の種子をもちいて検討したところ、1,000 ppm すなわち製品量 274 g/a でヤマニンジンは影響なく、ヨモギ、ヤハズソウ、チカラシバ、ススキ等は、無処理の発芽状態もわるかったが、一応 148/a の微量でも抑制がみられ、種子に対する発芽抑制作用はかなり強烈であることがうかがわれた。

概して本剤は、シアノ酸ソーダと作用性がよく似ているが、本剤のほうが植物に対する枯殺抑制力は強力であり、かつ持続性があるとみられる。

まとめ

昭和 42 年の夏季のような少雨・高温という異常天候下に散布したスルファミン酸・硫安複塩 80% + 2,4,5-T 2.0, 2.5% の薬効・薬害は、昨年をかなり上廻るようないするどい作用性がしめされた。

一般雑草木に対しては、5月中旬より 9 月下旬までの時期のいかんにかかわらず、また aあたり 0.5 kg より 3.0 kg まで散布量に差なく、著しい枯殺抑制効果をしめし、全く下刈りの必要はみとめられなかつた。ただ本剤はきわめて茎葉・接触作用性にとむ薬剤であることから高さのたかい雑草木には薬剤が附着しにくくてそれら若干のものと、ススキ、ササ等イネ科の植物にはやや効果に乏しかつた。また、薬剤散布後 4, 5 日以内の降雨は薬効を低下させることがみとめられた。

スギ、ヒノキ、アカマツ等に対する薬害は、全般にやや強くあらわれた。しかし薬剤がなるべくかからないように留意した造林地では比較的軽微であった。樹種別にはとくに著しい差はなかつたが、スギでは実生にくらべ挿木の被害の少ないことが目立つた。また年令による差

はほとんどみとめられず、散布量がますにつれ薬害は大きくなつた。

スギ、ヒノキ等に対する水耕やポットによる実験では、やはり枝葉に附着することが薬害を発現させる主要因とみとめられ、地上部体内の移行、根吸収よりの上昇移行は乏しいことがしめされた。

なお雑草種子に対する発芽抑制作用は、かなり強烈であることがうかがわれた。

結局造林木にかからないように、雑草木にむらなく附着させるようにすれば、本剤はきわめて効果的な下刈り用薬剤であるといえる。その場合散布量は 1.0~1.5 kg/a ぐらいが適当であるが、散布時期を 5, 6 月頃にすれば雑草木が比較的小さいので造林木が目立ち、薬剤のかかるおそれも少ない。そのうえ真夏の散布にくらべて薬量も少なくてすみ、作業もそれほどか酷ではない。大いに実用化されるためにはこの点を追究する必要がある。

一般的に、もっと散布技術についての改善・向上をはかる必要があるのでなかろうか。そのことにより既存の育林用除草剤利用の効果＝効率はもっとあがるはずだと思われる。

本剤は、製造過程その他の事情より相当安価に供給できる見通しがあるといわれ⁶⁾、そのうえ理論的には肥効性も内蔵する。

このような本剤をさらに研究して、生産費低減が真剣に考えられている育林技術体系の撫育場面に活用したいものである。

引用文献

- 1) 大林弘之介：スルファミン塩類を主剤とした除草剤のクズ繁茂地に対する散布効果。林業技術 301: 24~27, 1967.
- 2) 大林弘之介：育林用除草剤に関する研究(Ⅲ)。スルファミン酸塩と 2,4,5-T 混合剤の作用様相について。日林関支講 17: 69~70, 1967.
- 3) 野田健児・茨木和典・小沢啓男：除草剤の作用力の温度による変動。雑草研究 4: 127~131, 1965.
- 4) 竹松哲夫：林業用主要除草剤の解説(Ⅱ)。スルファミン酸塩類。林業と薬剤 8: 4~9, 1964.
- 5) 鎌谷大輔・阿座上信治・廣瀬晃：土壤中におけるスルファミン酸アンモンの分解ならびに移動について。北海道農試集報 90: 95~96.

伊藤幸夫：わが国スルファミン酸工業の現状と問題点と対策そして将来。東工試ニュース化学工業試料 1: 177~183.

注 1) 薬害率は無処理の自然枯損率を加味して修正した。2) 供試本数はスギ 457 本、ヒノキ 158 本、アカマツ 355 本。3) スギ挿木はトミスギ。
4) スギの()は挿木、アカマツの()は天然稚樹の被害率。

「松くい虫」の こぼれ話(3)

日塔正俊*

耐害林について

「松くい虫」の応急防除対策として被害木の「伐倒はく皮焼殺法」あるいは「えさ木誘殺法」が考えられ、また、その一部は防除事業のなかに組み込まれてきた。これらは防除法はいざれも林内に生息する害虫の密度を低下させ、生立木に穿孔加害するのを避けようとするものである。

しかし、以上あげた防除手段はどこまでも応急策であって、林業の経営の立場からすれば、害虫の生息数の多少にかかわらず、被害の起こらない森林、言いかえれば「耐害林の造成」が恒久対策として望まれるのも当然といえよう。

ところで、この場合問題となるのは、「松くい虫」に対する耐害林というものが果たして実存するだろうか？ 実在すると仮定した場合、気象や土壤条件に無関係にありうるだろうか？ また、害虫の密度が異常に高まった場合にも、その集団攻撃に耐えうるだろうか？ さらに、耐害林とはどのような構成の林なのか？ などの諸点である。この問題は機会あるごとに議論の対象となってきたが、耐害林が意味する内容はきわめて複雑であって、林学の各分野にまたがる総合研究にまたなければ解明できないはずなのに、従来は調査研究の資料とてないままで論じられてきた。そういう意味で空論に終っている感がないでもない。

今回は、戦前に「松くい虫」問題にタッチされた方々は「耐害林の造成」なる困難な問題に対して、どのような態度で臨んだか、その片鱗を紹介しようと思うが、それに先立ってその背景となる当時の被害観などについて触れた方が理解が容易になるような気がする。

* 東京大学教授

当時、「松くい虫」は二次的害虫でマツの衰弱木を襲う害虫であるという考え方がある。林業人の間に漸次浸透しつつあったが、一般人にとっては、見掛け上健全木と全く変わらないマツ林が、燎原の火のよな勢で枯れ広がるのを見て、研究者のいう二次害虫説には納得ゆかなかったのではないかろうか。したがって、葉を食う虫のような一次的害虫と同一の処理、すなわち害虫の密度低下の手段によってはじめて「松くい虫」問題は解決できると考えたのも無理はない。しかし、研究者間では見掛け上の被害はどうあれ、「松くい虫」の本質は二次的害虫であって、高い害虫の密度の圧力や広い地域にわたるマツ林の衰弱が、とめどもなく続く被害の原因と考えていたようである。このように被害というものはマツのもつ抵抗力の大小と害虫の密度によって決定されるという二元論的解釈がなされていた。とはいっても、研究者の間でも、当時の被害に対しては、害虫の密度の上昇を重視する者、林木の衰弱を主因とみなす者、さらに両者が相伴って被害に移行するというように、考え方には差があったようである。

それならば、この被害の原因を突きとめるためにどのような攻め方をしたか？

当時はそれを目的とした研究組織も調査費もないこととて、特別の調査を行なうことはできなかった。そこで被害を観察する機会を持ったり、防除業務に携わった方々の経験や知識を集め疫学的立場で被害の解析と総合を行なっている。

そのなかで、最も重点を置いて検討された事項は被害の分布やまん延上の特徴であると思う。当時はいわゆる「松くい虫」被害の地理的分布範囲は関東以西で、特に激害状態にあった地方は山陽と九州に限られていたようである。この分布の上で興味をもたれた幾つかの点がある。

(1) 本州における被害は脊陵山脈を越えない、いかえれば、裏日本に存在しないこと。

(2) 九州から千葉県南部に至る暖帯林、すなわち、黒潮の影響地帯のマツは今次の発生で激害を受けているが、当時はこの地帯にはほとんど被害はみられないこと。

(3) 被害の垂直分布では、奥地の山嶺林へ入るにしたがって被害は少くなり、しかも内陸のアカマツ林で

は、いわゆる「松くい虫」と異なったマツノキクイとマツノコキクイ、ところによろによってはクロキボシゾウが優占する型が現われること。さらに、激害型の上方限界に一線を画すことが大体可能であり、それは南西地方で高く北東へおもむくにしたがって低くなり、関東で海岸線に達するようと思われること。

(4) 被害は南～西向斜面において早期に現われ、海岸林ではむしろ発生が遅れること。

(5) 被害がまん延する場合、中心地から西あるいは南に向うこと（当時評判になった名画「幽霊西へ行く」にちなんで「松くい虫西へ行く」といわれたものである）。

以上は確認された事実とはいえないが、当時の研究者間の常識と考えて大した誤りはないようである。それならば、この分布上の特徴は何に原因しているかについて種々議論がなされている。その若干について紹介してみたい。

一つはマツの適地と被害との関係である。マツは全国にわたって広く造林され、生育に程度の差はあるが造林しているが、今回の被害の主因は誤ったマツの造林にあるのではないか。それならば、古い時代のマツ林の分布や林の構成はどうなっていたのか、あるいは長針葉で吸収根の浅いマツの真の適地とはどのようなものなのかななどについて、たびたび論じられているはずなのに、記憶に残るような明快な意見に出会わなかったように思う。

被害の分布範囲がどこまで拡大されるか、その可能性についても論じられている。特に、東北地方の太平洋側に生立するマツ林に将来被害が発生するかどうかは大問題であった。これについて小生も意見を求められたことがあった。これについて、山陽、九州にみられるような激害型の被害は今後とも起こらないであろう。その理由としては、東北地方のマツ林は健康に育っているように見受けられるし、さらに「松くい虫」の重要種であるマツノマダラカミキリやクロキボシゾウの両種は、この地方ではまだ採集されていないので、これらが重要な役割を果たすとは考えられないためであると、つい勇み足をやってしまった。これに対し、佐藤敬二氏はその害虫が

気象その他の原因で、将来東北地方へ侵入しないという実験上の裏付けがあるのか、また九州では健康なマツ林でも相次いで枯らされている事実からみて、東北地方に発生の危険性はないと言えないではないかと、たしなめられたことがあった。

また、前記のように、当時は太平洋に面する暖帯林に、被害は発生していないが、分布線からみて、当然被害範囲に入るべきなのに、温暖なこの地方になぜ被害が発生しないかは、われわれにとって関心の的であった。当時の研究者らは、その原因として、一つは多雨地帯でマツの吸収と蒸散のバランスがとれており、乾燥によるマツの衰弱が少ないと、他は常緑の広葉樹林が多く、林相が複雑でマツの単純林が少ないとなどをあげている。

佐多一至氏は被害の分布について一家言を持っておられたようだ。乾燥が被害の発生量に関係あるだけでなく、被害の分布に重大な影響をおよぼし、特に、降水量と蒸発量との関係を重視しておられ、また他の研究者もこの意見に同調していたように思う。

垂直的にみて、被害はどの部分から発生するかについては種々異なる意見が出されていた。一般に、海岸や平地の庭園などにはマツの老熟木が多く発生の初期に枯れるが、樹齢に大差がない場合には、乾燥し易い斜面部、なかんづく、南～西向の斜面のマツが早期に枯れることが観察されている。なかでも、山陽地方では、石英粗面岩を覆った薄い表土は保水状態が悪く、大雨の場合



兵庫県赤穂郡下のマツ林の被害
(昭和 16 年、マツ樹齢約 40 年)

尾根から斜面部のマツはほとんど枯死し（白い立木は古い枯死木）、溜池附近の帶状の生き残りのマツ林でも約 20% の枯死木が混じっている。（左方の無立木地は被害木の処理跡）

には水は基岩沿いに流下する一方乾燥の場合には水分の補給がつかなくなるなどの理由で、異常乾燥に出会い立木は衰弱し「松くい虫」の攻撃を受ける結果となると考えられた。当時、山陽の激害地で、斜面部のマツが全滅しているのに、農地に接続する山裾のマツが帶状に生き残っているのを見掛けたものである。

海岸林は斜面部の林と違った被害の出方をするようと思われる。当時、これについて問題となったものに須磨の海浜のマツ林がある。周囲のマツが全滅状態となつたなかで、この海岸林は無被害で生き残ったことは、われわれにとって驚異であった。この事実をつかまえて、ある人は海岸で海藻を焼いてきたために加里や沃素が土壤に残存しているのに原因を求め、他の人は地下水位が海水のそれとの関係で高く、異常乾燥の場合でもその影響を受けることが少ないとみた。

以上から分かるように、被害にみられる諸現象を水分に見付けようとした説が多い。これを実証しようとした方に北村清太郎署長がある。同署長は斜面にある被害林に対し、水路を送り流水を誘導した。そして斜面全体に放水してその後の被害の発生状況を調査した。その結果、このような処置が被害予防上非常に効果があることを証明した。

これらの被害に対する考え方、たびたび催された会議の席上で論じられた内容のうちでいまだ記憶に残っているもの一部で、これには主觀が全くないとは言えない。なお、会議に列席する顔ぶれは大体定まっており、しかも科学的に充実する手段とてないこととて、「竹林の七賢」的空理空論に陥ったのも止むを得ないことだろう。

さて、まえがきが長くなり、紙数も残り少なくなったので、これからごく初期の「耐害林造成」論を紹介するにとどめよう。

この課題は、昭和 16 年に発足した「松虫害防除対策研究委員会」の第 1 回協議会で重要課題としてとりあげられた。その席上で種々議論がたたかわされたが、被害の実態も知らずに机上論をやっても意味がないとのことで、第 2 回目の会議を現地協議会とし、被害を視察した

上で再度検討しようということになったのである。

その当時の常識として、「松くい虫」に対する抵抗力のある森林があるとすれば、それは針広混交林で、また山陽で見付かるなら、それはおそらく保安林か寺社有林においてであろうと考えながら、現地視察を行なった。各激害林分を巡回視察したなかで、竜野町に近い鶴籠山国有林が針広混交林であり、これが頭に画いていた「松くい虫」に対する耐害性をみると格好の森林と思われた。

この国有林は普通施業林と保安林とに分かれており、保安林には針葉樹としてモミ、アカマツ、広葉樹は常緑および落葉性のものが混じった天然生林で、見掛けは健康でマツの生育もこの立地条件としては良好にみえた。

案内いただいた竹中姫路営林署長の被害についての説明は次の通りである。

「本国有林の面積は約 100 ha で普通施業林と保安林に分かれ、保安林には従来被害が少なく、現在は全然被害は認められていない。普通施業林の被害木は発生の都度間伐してきたが、枯死木が簇出したため、昭和 15 年度において中腹にある約 15 ha を皆伐した。下木は全然伐採していない。中腹以上では被害は少なく、また傾斜急でしかも地味瘠悪なため皆伐することなく、被害木の発生の都度立木処分を行なってきた。

現在までの主伐面積 15.85 ha、間伐面積 47.16 ha、本数 13,975 本、材積 5,595 m³ となっている。

この説明によると、中腹以上の保安林に被害は少なく、施業林のマツの純林に被害が多いように聞えるが、視察した 8 月にはまだその年の枯死木はほとんど発生していないので、枯死木の発生状態を直接みることは不可能であり、説明の内容から推察するほかに方法はなかった。ところで、両施業林の構成が非常に違つており、しかも保安林内のマツの本数はきわめて少なかったので、被害本数率に差があったかどうか確認できずに終つた。しかし、多くの視察者は両者に差はないといっていたようである。

その視察に引続いて開かれた会議の重要議題の一つとして「耐害林の造成」が取りあげられた。まず、藤岡委員長は、当地の被害発生初期から数年間、姫路署長とし

て被害経過を熟知しておられる近藤委員に発言を求められた。

近藤委員は管内の被害を寺山国有林と鶴籠山国有林を例にとり、被害進行の経過について述べられ、結論として、地力の維持増進のため広葉樹を混植することの価値を認めてはいるものの、混交林の耐害性については「鶴籠山その他の混交林の被害発生状況や各種事情から推して耐害林の造成は困難であろう。また、絶対的耐害林は存在しないと思う」との意見を出された。

これに対して、被害林視察の際に広葉樹混交の必要なことを強調し続けられた佐多委員は「概して、松脂の分泌する力のないマツは、害虫の攻撃に対して抵抗力は弱く、害虫の加害の的となって枯死する。これに反して、リギダマツのような樹脂の多い樹種は絶対に負けることはない。しかし、同じ外来のマツでもマンシュウクロマツは被害を受けやすい、西播地方の山を樹脂の多いマツ林に導く手段を耐害林の造成と考えてもよいではなかろうか。

マツ林のなかに広葉樹が混交している場合には、マツの単純林に比較すれば、たしかに虫害に対して抵抗力が強いはずであるが、それにもかかわらず、鶴籠山では被害木が大量に発生した事実は、技術者の怠慢によるものであり、造林技術を織り込んだ立派な山林にすることは可能であり、また、きわめて必要である」と述べられた。

この意見はマツ林の健全な育成の手段として混交林を造成することが「松くい虫」の加害の予防に結びつくと考えられるので、その方向の施業をなすべきであるとしている。

そのほか、営林局で実施した林業的手段による予防処置についての説明と質疑応答がなされたが、いずれの処置も効果をあげていなかつたようである。

最後に藤岡委員長は「耐害林の意義については種々疑問の点があったようだが、絶対的なものではなく、比較的耐害林の意味で研究を進めてゆきたい。

松脂の多少は害虫に対する抵抗力に相当に影響はあるが、激害地に点々と残っているマツは樹脂が特に多いとか、あるいは他の原因で抵抗力のある品種であるかもしれない、調査を行なってみたらどうかと思う。

松脂の多いマツは 5 寸釘を打ち込んで引抜けば簡単にわかることがある。また、参考のために、松脂の多いリギダマツを試植してみたらどうかと思う」と結ばれた。

この委員会はその後も継続して開催され、「耐害林の造成」の研究課題は大阪営林局がこれを担当し調査研究を行なうことになった。しかし、当時の被害は想像できないほど激烈で、地味豊かで過去に見ごとに生育した混交林内の天然生マツも一様に枯死するのを見て、営林局の担当者らは「松くい虫」に対する耐害林などというものは架空のもので実在しないのではないかとの疑惑を抱き、外国にそのような森林が実存した例が果してあるのか、との質問をたびたび出している。

「耐害林の造成」のために二つの林業上の手段が考えられていた。一つはマツの単純林の構造を変え広葉樹を混植し混交林に導くこと、また、地方を増進するために肥料木を植栽して樹勢を強め抵抗力のあるマツ林を育成する手段であり、他は「松くい虫」の攻撃に対して抵抗力を示すマツ品種の選抜や外国産マツから同様の樹種を選び造林することであった。しかし、当時は激害地へ導入し集団的に植栽された外国産マツは少なかったため、抵抗性の検定は望むべくもなかった。したがって、期待が持たれた唯一の手段は混交林の造成ということになる。ところで、混交樹種や混交状態をいかにするかが一つの問題であった。混交樹種として考えられた広葉樹はアベマキ、ヤマモモ、モクマオウなどで、特に、ヤマモモは山陽の被害地では最適であることが強調された。混交方法については樹種によって異なり、また、各人が違った考え方を持っていたよである。単木的、帯状、群状あるいは面積単位で広葉樹とマツを交替させる方法などが話題となっているが、ヤマモモが多少試植されただけで「松くい虫」予防のための混交林はついに出現しなかつたようである。

山陽地方では、マツの所有者にとってマツは自然に生えたものであり、また、マツタケの生産の場としてのマツ林であった。したがって、マツの枯死など大した問題でなく、防除に対しても、きわめて消極的で、マツの枯死によってマツタケの生産がとまるときどされて、あわてて防除に当る始末であった。このような情勢下で地力

の維持恢復のための混交林の造成など勧めても、研究者のたわごと一笑に附されるのがおちであった。

以上取り留めのないことを長々と書いたが、「松くい虫」に対する耐害林など望むべくもないが、樹勢を強めるための林業的手段は、比較的の意味で虫害に対し抵抗力を持たせることができ、ある程度、可能かもしれないというのが当時の考えであった。

戦前の山陽、九州の被害にしろ、最近の暖帯林の被害にしろ、その地方で従来健康に育ってきたマツ林が単純林、混交林をとわず総なめに枯らされている。このことは、正常な条件下では健康状態を保ってきたマツに対して、広域にわたってしかも急激に樹勢を低下させる因子が作用したとみるべきではなかろうか。その因子がマツ

に及ぼす影響は樹勢を強めるために採られる施肥などの人為的手段や混交林の造成などでは補償できないほど強大なものであろう。それはおそらく気象因子であって、その作用には直接、間接の別はあるにしても、いずれにしても樹勢の低下を招く方向をとらせていると考えたい。その作用に対するマツの反応は、勿論マツが育った土壌条件その他で違うかもしれない。しかし高い次元で作用する場合には混交林の平常年に示す働きが發揮できないのも当然のことであろう。

こう書くと被害には虫不在の感を抱かせるおそれがある。それで「松くい虫」が被害のなかでどのような役割を演じているかについて他日述べる心要があろう。

農 薬 の

安全使用について

木下常夫*

は じ め に

近年、農薬の利用開発が進み、防除技術の進歩などともあいまって、農薬の消費が著しく増進している。42年度における農薬の総使用額は750億円と推定され、最近の5カ年間に約2倍の伸長を示している。

しかし反面、農林業の広い分野において農薬の使用量や種類が増加するに伴い、人畜、魚貝類などにたいする危被害や農産物中の農薬残留問題について各方面から一段と強い関心が寄せられるようになった。

このような情勢から、農薬の安全使用について一層の配慮が要望されているので、以下、農薬の使用に当つての危被害防止や、林業薬剤とは関係をもたないが目下対策が進められている農薬残留の動向にもふれてみよう。

I 農薬の使用者にたいする危被害防止

1. 農薬の毒性

農薬の危害を防止するためには、農薬を使用する一人

人が、使用しようとする農薬の知識、とくに、毒性について正しく認識していかなければならない。

農薬の毒性を分類すると、①散布時の不注意や誤用などから、農薬が直接口や皮膚を通じて体内に入り、短時間で中毒を起こす急性毒性と、②農薬を長期間連続使用するとき発生するおそれのある慢性中毒、さらに、③農薬を散布することにより作物体中に農薬が残留し、これを長期間摂取した際影響が懸念される残留毒性とにわけることができる。以下林業薬剤の使用と関係の多い急性毒性について説明しよう。

(1) 致死量一致死量とは、薬物を人間または動物に投与した際に死に致らしめる量をいい、一般に急性毒性を表現する数値として LD₅₀ (50% 致死量) が用いられている。LD₅₀ とは、多数の動物に、ある薬剤を与えたとき 50% が死亡すると思われる量である。普通、マウス、ラット、犬などの動物を用いて、薬剤の一定量をきめられた方法でこれらの動物に投与あるいは注射して測定する。動物の種類、体重によって毒性のあらわれ方が異なるので、LD₅₀ は一般に動物の体重 1 kg の用量であらわされている（例—100 mg/kg）。

(2) 農薬の経口毒性—経口毒性は、散布中などの不注意により微量ずつ口から入る場合と誤飲した場合がある。農薬の使用に際し、マスクをしたり、風向に注意したりするのはこのためである。

(3) 農薬の経皮毒性—経皮毒性とは、薬液の調製または散布中に、薬物が皮膚から吸収され中毒を起こす場合をいう。使用する薬剤の性質をよく知り、経皮毒性の強い農薬を取り扱うときは薬剤が皮膚にふれないよう十分な防護措置をすることが重要である。

(4) 農薬の吸入毒性—吸入毒性とは農薬をくん蒸または散布するとき、その微粒子（ガス）が呼吸によって口や鼻から気管内に吸入され、気管支内の粘膜などから体内に吸収されて中毒する場合をいう。ガス体として用いられるくん蒸剤がとくに危険であるが、一般的農薬についても散布中多量に吸いこむことがあるので注意が必要である。

2. 毒性の強さによる農薬の分類

農薬のうち、相当の毒性を有するものはその強さに応じ、毒物及び劇物取締法によって、特定毒物、毒物、劇物にされ、それぞれの規制が行なわれている。

〔註〕 なお最近の新農薬の登録状況をみると、低毒性農薬の研究開発が進み、毒物及び劇物取締法の対象とならない普通農薬が、全体の 2/3 を占めるにいたっている。

(1) 特定毒物—人体にたいして最も急性中毒の危険性の大きいものが特定毒物である。この特定毒物に指定されている農薬は、次のいずれかに合致するものである。

- 50% 致死量が経口投与で 10 mg/kg 以下、皮下注射で 10 mg/kg 以下のもの。
- 吸入毒性が著しく強いもの。
- 中毒を起こした場合、治療が困難なもの。恢復した場合でも後遺症が高いもの。
- 毒性が強烈で体内に移行した場合、検出が不可能なもの。
- 広範囲に使用され、使用者や第三者に中毒を起こす可能性の大きいもの。

現在、特定毒物に指定され使用されているものには、有機りん製剤のパラチオン、メタシストックス、テップ、ホストキシン、有機ふっ素製剤のフッソール、フラトールがある。このうち、パラチオンとテップについては 44 年末までに生産を中止することとなっている。

(2) 毒物—毒物は特定毒物性に次いで毒性が強く、

50% 致死量が経口投与で 30 mg/kg 以下、静脈注射で 10 mg/kg 以下、皮下注射で 300 mg/kg 以下のものがこれに指定されている。また、50% 致死量がこれよりも弱くても、慢性毒性が強かったり、通常の使用方法で中毒作用の発現率の強いものや症状の重いものも毒物に指定されている。

(3) 劇物—50% 致死量が経口投与で 300 mg/kg 以下、静脈注射で 100 mg/kg 以下、皮下注射で 200 mg/kg 以下のものが劇物に指定されている。また、慢性毒性が強いもの、通常の使用方法で中毒作用の発現率が強いもの、その症状の重いものでそれぞれ毒物より程度のやや低いものも劇物に指定されている。

3. 農薬の急性毒性による事故

厚生省の調査により、農薬散布中の事故の発生状況をみると、関係者の努力にもかかわらず、まだかなりの数に達している。一方、保管管理の粗漏から生ずる誤用や自・他殺などの事故も依然としてあとを絶っていない。

散布中の中毒の主な原因を調べてみると次のようである。

(1) 敷設者の不注意から生ずる場合がもっとも多い。薬液の調製を素手で行ったり、散布中途で喫煙したり、また、散布後農薬の付着している手を十分に洗わないで食事したような人達である。

(2) ついで、健康の不安定な状態で散布に従事して中毒にかかる場合が多い。病後の人の、妊婦、睡眠不足の人、生理時の婦人などの場合である。

(3) 服装が悪い場合、例えば素手、素足、丸首シャツで作業したり、マスクをしないで散布をして中毒を起こすことが多い。

(4) このほか農薬にたいする知識に欠けていたり、その取扱いを粗雑にしたり、炎天下で長時間散布作業に従事した人達である。

4. 急性中毒の防止

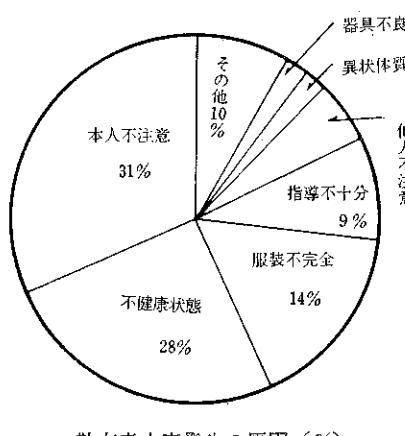
農薬による危害を未然に防止するためには、関係法令の普及をはかるとともに、農薬の性質、毒性、危害防止方法、中毒にかかったときの応急手当などについても、指導者はもとより、散布者各人に周知徹底しなければならない。また、使用農薬の選択に当つてはできる限り毒

* 農政局植物防疫課

性の低いものを選ぶようにし、防除作用は共同で実施することが望ましい。

(1) 法令による取扱い上の規制—毒性の強い農薬は、毒物及び劇物取締法により、その購入、保管、運搬、使用方法などについて規制されている。例えば、林業関係でも使用されているフラトールについては、使用者が国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、その他300町歩以上の森林を経営する者などで知事の指定を受けた者に限られ、これら使用者以外のものは、フラトールを購入し、所持し、使用することが禁じられている。また、防除を実施する場合は指定された指導員の指導を受けなければならぬ。保管、陳列、運搬など行う場合は、堅固な容器か被包を用い、カギをかけるなどして盗難にあったり、紛失したり、流れたりしないよう規定している。

特定毒物に限らず、毒物や劇物の農薬を購入するとき



は、登録を受けた販売業者に、農薬の名称、数量、氏名等を記載し捺印した書面を提出しなければならない。この場合でも年令18才未満のものや精神病者、麻薬等の中毒者は購入できることとなっている。

農薬の製品には、毒物及び劇物取締法の規制のほか農薬取締法により使用方法、使用上の注意事項、解毒方法などを表示することとなっている。使用に当っては必ずラベルを読むように留意されたい。

このほか、農薬の中には可燃性のため、消防法の適用を受けるものもあるので、このような農薬の取扱いに当っては火気に十分な注意を要する。

【農薬使用上の一般的注意】

農薬の性質を知らなかつたり、あまくみたりして思わぬ事故を起こすことがある。農薬の使用に当つては次の注意を守ること。

散布前の注意

○使用しようとする農薬についてラベルを読んだり指導員に相談したりして知識を得るとともに、特に毒性の強い農薬の使用に当つては防除地域附近の人々によく説明しておくこと。

○散布作業に必要な服装（マスク、手袋、帽子、防水した長袖の上衣、長ズボン、長靴など）をあらかじめ整えておくこと。

○散布器具が故障しないよう、整備状況を点検しておくこと。

○子供や家畜を作業の現場より遠ざけておくこと。

○中毒にかかった場合の応急処置をよく研究しておくこと。

○健康状態の悪い人や極度に疲労している人（例えは病後の人、手足に傷のある人、妊婦、生理日の婦人、薬物に敏感な人）は散布作業に従事しないこと。また、農薬中毒の既応症のある人は、重症の場合で完全になおつてから1ヵ月以上、軽症の場合で1週間以上たたなれば散布作業に再び従事しないこと。

薬剤運搬上の注意

○包装を厳重にし、途中でこぼれないようにするとともに、薬剤を弁当などの飲食物といっしょに包んだり、ポケットに入れたりしないこと。

散布液の調製時の注意

○散布液の調製はなれている人が行ない、必ずゴム手袋、マスクをして、皮膚の露出部をなくすようにすること。

○薬液をはかるときは、瓶の周囲に薬液がかからないようにし、はかり終ったら、しっかりと栓をしておくこと。もし、瓶の周囲に薬液がついたときは布片で拭きとり、あとをよく洗っておくこと。

○調製に当つては、水滴がはねかえらないように水面の近くから静かに入れること。

散布時の注意

○服装をよく点検してから作業を始めるこ。

○散布は日中の暑いときをさけ、朝夕の涼しい時間を選んで行なうとともに、同一人が長時間散布（連日）をしないこと。

○散布にあたつては、常に身体を風上におくように心掛け、薬剤を浴びないよう注意すること。

○作業中は喫煙をしない。食事前には必ず手や顔をよく洗い、うがいをすること。

○薬剤が皮膚についたら、直ちに石けん水で洗い落し、また、衣服の上にこぼしたときは裸となって全身をよく洗うこと。

○作業中に頭痛がしたり、めまいがしたり、はき気がしたら直ちに作業を中止すること。

散布後の注意

○作業が終つたら使用した器具をよく洗うこと。

○残った薬剤は必ず点検し、カギのかかるところに厳重に保管するとともに、空瓶は地中深く埋め、空袋は焼きすること。

○手、足はもちろんのこと、全身を石けんでよく洗うこと。また、衣服もよく洗い、翌日そのまま使用しないようにすること。

○作業の終つた晩は、酒を飲んだり、夜ふかしをしないこと。めまいがしたり、頭痛がしたり、気分が少しでも悪くなったら、医師の診断を受けること。

【農薬の有用生物に対する被害防止】

近年、水産動植物、カイコ、家畜、野生鳥獣など有用生物にたいする農薬の被害が論議を呼ぶようになった。水産動植物に毒性を有する農薬については、製品に毒性の強さや使用上の注意事項などが表示してあるので、これをよく読んで正しく使うこと。魚を養殖したり放流したりしている河川、湖沼などの周辺の散布に当つては、薬剤が飛散、流入しないようにするとともにアニヤニジマスはコイに比し薬剤にたいする抵抗性が弱いので特に注意すること。また、このような地域では低魚毒性農薬を使用することが望ましい。

カイコ（桑園）、家畜、野生鳥獣などの有用生物に被害をおよぼすおそれのあるときには、これらの関係者と

事前に協議し、被害の防止に努めること。特に、使用薬剤の選択、防除時期、防除実施地域、使用方法などに十分留意したうえで散布作業を行なうようにする。

【参考】農薬の残留対策

（注：林業薬剤はこの措置に関係がない）。

厚生省は、食品衛生上の観点から、39年度から市販農薬の残留調査を実施してきたが、りんご、ぶどう、きうり、トマトの4食品を対象としたBHC、DDT、パラチオン、ひ素、鉛の5農薬について農薬残留許容量を設定し、本年3月30日告示した。この許容量は告示後6ヵ月間の猶予期間をおいて、10月1日から食品衛生法の適用を受けることとなっているので、それ以後は、許容量を超えた食品（農産物）は販売できないこととなつた。

農林省は、農薬の使用に際し厚生省の設定した農薬の残留許容量を超えることのないよう農薬の安全使用基準（収穫前使用禁止期間、散布回数の制限等）を定め、関係方面に通達するとともに農業者にたいし、その周知徹底に努めている。

今後、主要な市販農薬については調査の終了したものから、順次農薬の残留許容量とそれに見合う安全使用基準が設定される運びとなっている。

一方、食用作物を対象とする新農薬の登録に当つては、登録申請業者より残留試験と毒性試験の資料の提出を求め、農薬残留検査を実施したうえで登録することとした。ただ、この措置を進めるに当つては検査体制を整備する心があるの農薬検査所の人員、機器を拡充しながら実施することとし、まず、42年度は果樹、野菜に使用する新農薬を検査の対象とし、43年度は、さらに稻、麦、雑穀用の新農薬を対象に加えることとした。

むすび

林業薬剤も逐年伸びてきているが、森林病害虫や雑草の防除の重要性はますます加わっていくことと思う。このような事情を背景として、農薬の安全使用についてさらに強い要請がなされると考えられる。指導者も使用者も一丸となって農薬の事故をなくすよう一層の御努力をお願いする。

海外ニュース

—XIX—

農薬入り肥料によるワタの害虫防除

農薬入り肥料は省力の点と肥料の共存による農薬の吸収の増加の可能性を期待して研究されているが、R. L. Ridgway, etc. (Fertilizers Impregnated with Systemic Insecticides for Control of Cotton Insects. J. Econ. Entomol. 62: 592, 1967) らは浸透性殺虫剤である phorate (サイメット), disulfoton (ダイシストン), American Cyanamid CL-47031 と肥料の混合製剤 (粉剤及び粒剤) を作りワタの害虫にたいする効果を調べた。各種の土壤に育つワタの木に、すき込み、すじまきなどの異なる施用方法で試験をおこなったが、ワタの害虫 (ワタアブラムシ、ワタノハダニ、ワタノミハナゾウムシ) にたいする防除効果の検討やまた放射性 ^{32}P -disulfoton を用いて吸収量を実際に測定した結果からも粉剤と粒剤との間には差異はなく、また施用方法のちがいによる防除効果にたいするちがいも認められなかった。製剤の安定性についても試験をしたが、100日後においても安定であり農薬の変化は認められなかった。

浸透性薬剤の樹幹塗布機の開発

アメリカで生産される殺虫剤の40%はワタの害虫の防除に使われるといわれており、またワタの生産費の相当の部分を害虫防除費がしめると考えられている。従来

の農薬散布の機器では相当部分の農薬が有効な場所に散布されず散逸してしまっていると考えられ、その損失は大きいものである。浸透性殺虫剤の樹幹塗布がワタの害虫防除に効果が高いことはすでに実験的に確かめられているが、1965年までは塗布のための機器がないために大規模な野外試験はおこなわれなかつた。B. G. Reeves, etc. (Design and Evaluation of Equipment for Basal Application of Systemic Insecticides to Cotton Plants. Transaction of the ASAE, pp. 179, 1967) らは1964年より樹幹塗布機の開発を始めていたがその結果三種の塗布機を考案しその性能を室内および野外で検討した。

第1のものは固定式のもので、固定されたスポンジに薬剤がしみこみ塗布出来るようになったもの、第2のものはロータリー式で、回転するナイロンブラシによって塗布ができるもの (設計図が示されている)。第3のものはふきつけ式で、固定したノズルから上下の方向に薬剤をふきつけるように工夫されたものでともにトラクターに装置され使用される。実際に塗布された薬剤の量と消費された薬剤の測定からこの種の塗布機の性能を検討した結果、ロータリー式は一番薬剤の損失が少く薬剤使用量の27~62%が実際に塗布されるという結果を得た。ふきつけ式はロータリー式の1/2性能であり固定式はワタの木をきずつける事が多いという結果を得た。このような塗布機の使用により浸透性薬剤の樹幹塗布は実用の可能性があり、薬剤の小量使用の点また環境汚染のないことなどの点から大いに期待のもてる防除技術となるとのべおり、またワタの木以外での応用の可能性も指摘している。

(林業試験場防疫薬剤研究室 鳥居賢治)

図書案内 ————— 発売中 —————

林業薬剤シリーズ I

林地除草剤の手引
(ササ編)

新書版 200円 〒45円

編集・発行所(申込所)

社団法人 林業薬剤協会
振替番号 東京 41930 番

現場の方々のために、専門技術者の手によって除草剤 (塩素酸ソーダを中心) の正しい使い方と諸注意を、わかりやすく順を追って書いてあります。

内容: 林地除草剤を使ったときの利点 (実際例)・薬剤の特性・散布の実際・散布にあたっての注意事項・散布作業終了後の処置・安全衛生のための参考事項・塩素酸ソーダの主な性質と生体に対する毒性・関係法規 (抄)・除草剤一覧表 etc.

????????????????
質問箱
????????????????
【質問】ササ生地を牧草地に転換したいのですが、現在ササを枯らす薬剤があると聞いております。薬剤の種類と散布時期、散布量、散布の際の注意などお聞かせ下さい。

また、牧草への影響はどんなものでしょうか。

(長野 Y. H.)

〔答〕

ササの種類、土壤関係、ご希望の牧草は何か、などの内容がよくわかりませんので、あるいはおたずねの主旨に副わないかも知れませんが、ごく一般的なお答えでご勘弁ねがいます。

ササは頑固な植物で、跡地の利用上まさに厄介な障害物です。刈り払っただけではその場はしのげても、地下茎から新芽が次々と発生しますので、薬剤で根まで枯らすにかかります。

ササ枯らしに向く薬剤としては、現在のところ塩素酸ナトリウム (俗に塩素酸ソーダ、または塩曹といふ) 系のものが最適で、クロレート、クサトール、デゾレート、その他の名称で成分量の50%, 70% 粉剤ならびに粒剤が市販されています。

まず、薬剤を散布する時期ですが、ササの生理作用 (同化作用) の盛んな夏季がよく、おそらく10月頃までに行なうようにします。

散布の量はササの種類や密度、土壤関係、日当りのよしさによって手加減を要しますが、ありふれた条件下でクマイザサ、ミヤコザサを例にとりますと、50% の粉剤で10アール当り18kgぐらいが標準です。ネザサ、ハコネダケはより少なくて結構ですが、チシマザサ、スズタケなどは1~2割増した方が安全です。粒剤は粉剤の2割増し程度を必要としますので、価格も高くなりますから、この場合はむしろ粉剤をササの茎葉面によく附着する方法が適当です。

散布は原則として散粉機を使用し、面積の狭い場合は手まきも出来ますが、いずれにしても全面均一散布が必要で、このためには散布全量の2割ぐらいをあらかじめ残しておき、ササの枯れ具合を見た上で追いまさぎるのがよいでしょう。

この種の薬剤は医薬外劇物ですが、故意に呑み込んだりしないかぎり、人体への急性毒や慢性毒の心配はなく、また皮膚炎を起すこともほとんどありませんが、消防法の適用を受けている火気注意の危険物ですから、散布作業中はもとより、輸送や貯蔵中にも他の物質と混ぜたり、火気を近づけたりしないことです。とくに薬剤が附着して一旦乾いた作業衣、手袋、地下足袋などへ着火して火傷する事故がままありますから、作業後はよく水洗

いして危険防止に備えることです。

さて問題はササを枯らしてから牧草地にすることですが、薬剤の作用によってササがまず落葉し、たいへん明るい感じにはなりますが、枯れたササの幹が硬化して当分の間そのまま立っていますから、すぐにタネのまきつけは出来ないと思います。ササの枯死を見定めて火入れする手もありますが、乾いて土地がわるくなどの弊害もありますので、なるべくは避けたいものです。したがって、2~3年前に薬剤を散布し、ササが根ごと腐りはじめた頃起して、施肥、タネまきという順序にすればよいのですが、待ちきれない場合は、一旦ササを刈り払って、その切口と土壤へ散布して、くすりを効かせ、筋あるいは坪地拘束後播種する方法を考えられます。ただしこの場合は、ササの枯殺効果も若干劣りますし、あの作業や管理が能率的でなく、ひいては牧草地への完全転換の時期がおくれることになります。

薬剤が土壤表面に残留する期間は50~60日程度ですから、手順さえよければ、ラジノクロバー、イタリアンライグラス、などの牧草の発芽やその後の生育に支障はないはずです。そして一般にササ生地の跡はかなり肥沃で、よい成績がおさめられるようです。

(三宅)

紹介

マツケイムシに関する文献

(V)

- 91) 小島俊文: Further investigation on the immature stage of some Japanese Cerambycid beetles, with notes on their habits, Journ. Coll. Agr. Imp. Univ. Tokyo, 11: 263~308, (1931)
- 92) ———: 松害虫の防除に就て, 山林, (715), 7~19, (1942)
- 93) ———: Bark beetle epidemic in Japan, Nat. Res. Sec. Dep., (90), (1947)
- 94) 小西正泰・ほか: 東京都八丈島のクロマツ害虫に就て, 昆虫, 17, (4), 1~3 (1949)
- 95) ———: 松食虫の天敵サンガメ科2種, 採と飼, 12, (9), 281~282, (1950)
- 96) 高 濟鎧: 韓国で問題に成っている山林病虫害, 森林防疫, 13, (10), 250, (1964)
- 97) 小杉孝藏: カミキリムシ科の分類と生態, 札幌營林局広報臨時特輯号, (1), 11~30, (1951)
- 98) ———: キクイムシ科食痕の系統化に関する考察, 第70回日林講, 321~323, (1960)

- 99) 近藤 助：松樹害虫の脅威とその防除対策，松虫害防除対策研究委員会，(1942)
- 100) 近藤芳五郎：林地肥培と虫害，森林防疫，13，(3)，44~46，(1964)
- 101) 円子信幸：岩手県に発生した森林害虫と今後に対する考察，森林防疫，5，(6)，148~149，(1956)
- 102) 松本孝介：兵庫県の松クイ虫防除史，森林防疫，5，(4)，75~77，(1956)
- 103) 松村松年：大日本害虫図説，明治図書株式会社，1932)
- 104) 松類害虫防除研究会：松類小蛾虫駆除に関する研究報告，松類害虫防除研究会，(1949)
- 105) 松下真幸：森林害虫学，富山房，(1949)
- 106) 水戸野武夫：台湾に於て沖縄松に有害なる数種の害虫に於て，シルビヤ，3，(4)，3，(1932)
- 107) ———：台湾に於ける造林木の害虫とその保護上より見たる駆除予防法，台湾の山林，(117)，152，(1936)
- 108) 三輪勇四郎：台湾産甲虫雑記(4)マツノマダラカミキリ，台湾博物学会報，21，(117)，339，(1930)
- 109) 村山釀造：朝鮮産小蛾虫類の種類分布及被害植物，農学関係諸学会連合大会講演集，1~16，(1929)
- 110) ———：朝鮮産赤松に寄生するキクイムシ，朝鮮山林会報，(47)，41~45，(1927)
- 111) ———：朝鮮アカマツ及ショウゼンマツに寄生するキクイムシ，朝鮮山林会報，(55)，5~10，(1929)
- 112) ———：所謂松類のキクイムシに就て，昆虫，17，(1)，1~6，(1949)
- 113) ———：所謂松類の穿孔虫，林業技術，(103)，11~16，(1950)
- 114) ———：キクイムシの生活 林業普及シリーズ，(8)林野庁指導部研究普及課(1952)
- 115) ———：松類穿孔虫防除に関する研究，文部省科学試験研究報告，(6)，(1953)
- 116) ———：山口県のキクイムシ 山口県林業振興推進委員会・山口県森林協会，(1954)
- 117) ———：日本に於ける赤松の穿孔虫について，アカマツに関する研究論文集，348~362，(1954)
- 118) 森本 桂：森林害虫として記録されたゾウムシ類の種名について，1，マツノシラホシゾウムシ，林試研報，(125)，35~46，(1962)
- 119) ———：シラホシゾウムシ類3種の見分け方，森林防疫，11，(7)，162~164，(1962)
- 120) 中原二郎：奈良公園附近の第2室戸台風風害木の穿孔虫防除対策，森林防疫，11，(3)，42~47，(1962)
- 121) ———・ほか：松くい虫被害地で農薬の空中散布を行なった場合の2・3の知見，第76回日林講，397~401，(1965)
- 122) 永井 進：主な害虫による被害林木の令階相について，森林防疫，10，(3)，57~58，(1961)
- 123) 長崎日日：松の大害虫防除に就て，昆世，31，(459)，435~436，(1935)
- 124) 中野博正：マツノキクイの防除法，林業技術，(97)，15~19，(1949)
- 125) ———：アカマツ寄生穿孔虫類の生態的研究—食痕の基礎的研究，日林誌，31，(3・4)，7~15，(1949)
- 126) ———：マツクイムシに対する餌木誘殺法，林試浅川支場業務資料，(11)，1~21，(1949)
- 127) ———：所謂ファーニス勧告と一害虫研究者の覚書，林業技術，(105)，4~11，(1950)
- 128) ———：穿孔虫類に依る松の被害樹型(松の枯れ方にに対する一考察)，日林誌，32，(3)，93~97，(1950)
- 129) ———：松樹害虫駆除対策，林業技術，(102)，19~22，(1950)
- 130) ———・ほか：マツノキクイムシの越冬と防除に就て，日林誌，32，(6)，223~226，(1950)
- 131) ———：マツノキクイムシに対する餌木について，宝塚昆虫館報，(70)，6，(1950)
- 132) ———：松食虫の話：宝塚昆虫館報，(72)，(1950)：[訂(75)，18.]
- 133) ———：敦賀宮林署部内の松被害に就いて，みやま，(10)，17~20，(1950)
- 134) ———：浸透剤による松穿孔虫被害木処理(予報)，第59回日林講，156~158，(1951)
- 135) ———：松食虫の新薬K・P剤，林業技術，(116)，15~20，(1951)
- 136) ———：剥皮焼却法に代る滲透薬剤の上手な使い方，林業技術，(113)，23~27，(1951)

昭和43年6月20日発行
額価 100円
編集・発行 社団法人 林業薬剤協会
東京都千代田区大手町2-4
新大手町ビル522号室(郵便番号100)
電話(211)2671~4

林業経営の合理化と省力化に

造林地の地ごしらえ、植林地の下刈りに！
雜かん木、多年生雜草の防除に！

**ウイードン
2,4,5-T乳剤 ブラシキラー粒剤[®]**

**ウイードン
ブラシキラー乳剤 カイコン水溶剤[®]**

(説明書進呈)

▲ 石原産業株式会社 ★ 日産化学工業株式会社
東京都港区西新橋3~20~4 東京都中央区日本橋本町1~2~2

林野庁補助対象



松くい虫駆除予防薬剤(農林省登録) 第6826号

ファインケム

モノーA乳剤
伐倒木に！ 生立木に！ モノーB乳剤 カタログ進呈
モノー15乳剤
包装 1ℓ・5ℓ・18ℓ缶入

東京ファインケムカル株式会社

本社 東京都千代田区内幸町2(大阪ビル) 電(50)7801代
大阪営業所 大阪市東区北浜1(北浜野村ビル) 電(23)5167-8

省力造林のにないて

クロレート

フサトノル

デジレート

三草会



昭和電工

保土谷化学

日本カーリット